

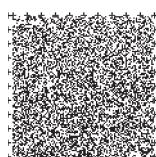
# 用語解説

## ①訪問系サービス

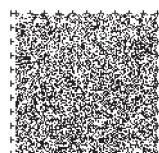
項目	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要するものに、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

## ②日中活動系サービス

項目	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(サービス提供期間:18ヶ月以内)



<b>自立訓練 (生活訓練)</b>	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(サービス提供期間:24カ月以内(長期入所者の場合は36カ月以内))
<b>就労移行支援</b>	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (サービス提供期間:24カ月以内(最大1年間更新の場合あり))
<b>就労継続支援 (A型)</b>	一般企業等での就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会の提供を行うとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
<b>就労継続支援 (B型)</b>	一般企業等での就労が困難な人に雇用契約に基づかない就労の機会の提供を行うとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
<b>就労定着支援</b>	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。(サービス提供期間:最大36カ月)
<b>療養介護</b>	医療を要する障害者であって常時介護を要する人に、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を提供します。
<b>短期入所</b>	居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。

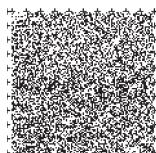


### ③居住系サービス

項目	内容
<b>自立生活援助</b>	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応など、必要なサービスを行います。
<b>共同生活援助 (グループホーム)</b>	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害者に、共同生活を営む住居において、家事等の日常生活支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整などの支援を行います。
<b>施設入所支援</b>	生活介護、自立訓練又は就労移行支援等を利用している方に、日中活動とあわせて、夜間等における食事、入浴、排せつ等の介護を行います。

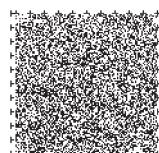
### ④相談支援

項目	内容
<b>地域相談支援</b>	<b>地域移行支援</b> 障害者支援施設等に入所している方、精神科病院に入院している方又は矯正施設に入所している方等に、住居の確保、在宅での福祉サービス利用等の助言等、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	<b>地域定着支援</b> 在宅で単身生活する方等に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。
<b>計画相談支援</b>	障害福祉サービスの申請等に係る障害のある方の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等の事情を勘案して、「サービス等利用計画案」を作成するとともに、提供される障害福祉サービスが適切かどうかを定期的にモニタリングし、関係者との連携を図りながら「サービス等利用計画」の見直しを行います。



## ⑤障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援

項目	内容
通所支援	児童発達支援 未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援 小学校就学前の肢体不自由児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
	放課後等デイサービス 学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
	保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
入所支援	福祉型障害児入所施設 障害児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設 障害児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独自自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
相談支援	障害児相談支援 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)の申請等に係る障害のある児童の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等の事情を勘案して、「障害児支援利用計画案」を作成するとともに、提供される障害児通所支援が適切かどうかを定期的にモニタリングし、関係者との連携を図りながら「障害児支援利用計画」の見直しを行います。



## 発達障害児(者)の支援内容

時期	項目	内容
乳幼児期	自閉症児等スクリーニング	県内全市町で、1歳半、3歳児健診にて、自閉症児等のスクリーニングを実施。“疑いあり”の乳幼児の保護者へ専門機関等を紹介
	親カウンセリング	自閉症児等スクリーニングで支援が必要と判断された乳幼児の保護者に対するカウンセリングを実施
	保健師へのスクリーニング研修	1歳半、3歳児健診に従事する各市町の保健師等を対象に、スクリーニングの意義や適切な実施方法等の研修を実施
	療育指導教室	スクリーニングで支援が必要と判断された幼児を対象に、各障害保健福祉圏域で療育指導を実施
	ペアレントメンターによる支援	ペアレントメンター(発達障害児の子育て経験のある親)が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない保護者の相談等を受け止める
	保育士等への療育指導研修	保育園・幼稚園、障害児通所支援事業所の職員(保育士、支援員等)、各市町及び保健福祉事業所の保健師等を対象に発達障害児に対する専門的な療育指導ができる人材を育成するための研修を実施
学齢期	フリースクール SAGA	発達障害のため、学校への不適応や不登校等、就学が困難な状態にある児童に対し、生活支援、学習指導等、在籍校への復帰に向けた支援を行う

